デ イ サ ー ビ ス 悠 々 重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。 鈴鹿亀山地区広域連合指定 第 24A0301770 号

当事業所はご契約者に対して指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

(ご契約者に判断能力の障がい等が見られる場合は、自己決定の尊重とご契約者保護の 観点から、ご家族、成年後見制度による成年後見人等又は第三者(日常生活自立支援 事業等)の立会いを求める場合があります。)

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援 1・2、事業対象者」と認定された方が対象となります。

| 目 次 | |
|--|------|
| 1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2頁 |
| 2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2頁 |
| 3.事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3頁 |
| 4. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3頁 |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3頁 |
| 6. 秘密保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7頁 |
| 7. 連帯保証人について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7頁 |
| 8. 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7頁 |
| 9. 事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7頁 |
| 10. 苦情及び個人情報に関する受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8頁 |
| 署名•押印欄······ | 10 頁 |
| <重要事項付属文書> | 10)(|
| 1. 事業所の概要(その他)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11頁 |
| 2. 施設利用の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 頁 |
| 3. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 頁 |
| ان در ان | 14 只 |
| | |

1. 事業者

| 法人名 | 社会福祉法人 鈴鹿福祉会 |
|-----------|------------------------------|
| 法人所在地 | 三重県鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地 |
| 電話番号 | 059-374-4600 |
| ホームページアドレ | https://guzuka.groophomo.in/ |
| ス | https://suzuka-greenhome.jp/ |
| 代表者氏名 | 理事長 中村 敏 |
| 設立年月 | 平成 4年 4月 9日 |



2. 事業所の概要

| 事業の目的 要支援状態にある高齢者に対して、適正な介護予防通所介護に相当する第1号通所事業サービスを提供することを目的とします。 デイサービス悠々 令和5年5月1日指定 鈴鹿亀山地区広域連合第24A0301770号 事業所の所在地 鈴鹿市伊船町字中下ノ割2229番地9 電話番号 059-371-6500 FAX番号 059-371-6555 事業所長 (管理者)氏名 林 沙織 私たちは、こころや思いといった気持ちを目に見えるかたちに表すことを旨として、ご利用者お一人おひとりに対して接することにより、地域から信頼されるべき存在であり続けることを基本理念とし、次に掲げる運営方針に配慮してサービスを提供します。 要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要 | | |
|--|--------|---|
| 事業の目的 当する第1号通所事業サービスを提供することを目的とします。 デイサービス悠々 令和5年5月1日指定 鈴鹿亀山地区広域連合 第24A0301770号 事業所の所在地 鈴鹿市伊船町字中下ノ割2229番地9 電話番号 059-371-6500 FAX 番号 059-371-6555 事業所長 (管理者)氏名 林 沙織 私たちは、こころや思いといった気持ちを目に見えるかたちに表すことに言として、ご利用者お一人おひとりに対して接することにより、地域が信頼されるべき存在であり続けることを基本理念とし、次に掲げる運営方針に配慮してサービスを提供します。 要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要 | 事業所の種類 | 指定介護予防通所介護事業に相当する第1号通所事業 |
| 当する第1号連所事業サービスを提供することを目的とします。 デイサービス悠々 令和5年5月1日指定 鈴鹿亀山地区広域連合 第 24A0301770号 野業所の所在地 鈴鹿市伊船町字中下ノ割 2229番地9 できるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要 第3第1号 第4 | 事業の日的 | 要支援状態にある高齢者に対して、適正な介護予防通所介護に相 |
| 事業所の名称 | 一 | |
| 第 24A0301770 号 事業所の所在地 | | |
| 事業所の所在地 鈴鹿市伊船町字中下ノ割 2229 番地 9 電話番号 059-371-6500 FAX 番号 059-371-6555 事業所長 (管理者)氏名 林 沙織 私たちは、こころや思いといった気持ちを目に見えるかたちに表すことで旨として、ご利用者お一人おひとりに対して接することにより、地域が信頼されるべき存在であり続けることを基本理念とし、次に掲げる運営方針に配慮してサービスを提供します。 要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要 | 事業所の名称 | |
| 電話番号 059-371-6500 FAX 番号 059-371-6555 事業所長 (管理者) 氏名 | | |
| FAX番号 059-371-6555 事業所長 (管理者)氏名 | 2 | |
| 事業所長 (管理者)氏名 林 沙織 私たちは、こころや思いといった気持ちを目に見えるかたちに表すことで 旨として、ご利用者お一人おひとりに対して接することにより、地域が信頼されるべき存在であり続けることを基本理念とし、次に掲げる運営方針に配慮してサービスを提供します。 要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要 | 電話番号 | 059-371-6500 |
| (管理者)氏名 私たちは、こころや思いといった気持ちを目に見えるかたちに表すことで 旨として、ご利用者お一人おひとりに対して接することにより、地域が 信頼されるべき存在であり続けることを基本理念とし、次に掲げる運営 方針に配慮してサービスを提供します。 要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、ご利用者が可能な限りその 居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが できるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の 維持並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要 | FAX 番号 | 059 – 371 – 6555 |
| 旨として、ご利用者お一人おひとりに対して接することにより、地域から信頼されるべき存在であり続けることを基本理念とし、次に掲げる運営方針に配慮してサービスを提供します。 要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要 | | 林沙織 |
| を行います。 | - | 要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。 当事業所の運営にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サ |
| 開設年月 令和5年5月1日 | 開設年月 | 令和5年5月1日 |
| 利用定員 18人(地域密着型通所介護事業所と併せて) | 利用定員 | 18 人(地域密着型通所介護事業所と併せて) |

3. 事業実施地域及び営業時間

| 通常の事業実施 地域 | 鈴鹿市、亀山市 |
|---------------|--|
| 営業日及び営業 時間 | ①営業日 ···毎週月曜日から土曜日 ②営業時間···8 時 00 分~17 時 00 分 ③サービス提供時間···8 時 30 分~16 時 00 分 |
| 休業日 | 日曜日・12月 31日から翌年 1月 3日まで 天災その他やむを得ず業務を遂行できない日 |

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防通所介護に相当する第 1 号通所事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種 | 人 数 |
|-----------------------------|------|
| ①事業所長(管理者、生活相談員兼務) | 1名 |
| ②生活相談員(管理者兼務1名、介護職員兼務1名) | 1名以上 |
| ③看護職員(機能訓練指導員兼務3名、介護職員兼務1名) | 1名以上 |
| ④介護職員 | 2名以上 |
| ⑤機能訓練指導員(看護職員兼務 3 名) | 1名以上 |

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(契約書 第4条参照)

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。 当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常 9 割又は 8 割又は 7 割)が介護 保険から給付されます。

65歳以上の方で、合計所得金額が220万円以上の方は3割負担になります。

ただし、合計所得金額が 220 万円以上であっても、世帯の 65 歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で 340 万円、2 人以上の世帯で 463 万円未満の場合は 2 割負担又は 1 割負担になります。

ご契約者の介護保険負担割合証によりご確認ください。

<サービスの概要>

| 入浴 | ○入浴又は清拭を行います。一般浴槽で入浴ができない方は、機械 浴槽を使用して入浴することができます。 |
|------|--|
| 排せつ | ○ご契約者の排せつの介助を行います。 |
| 機能訓練 | ○機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を予防するための訓練を実施します。 |

<サービス利用料金>

① 下記の料金表によって、ご契約者の要支援状態区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

| 1. ご契約者の要支援状態区分と | 事業対象者·要支援 1 | 事業対象者·要支援 2 |
|------------------|-------------|-------------|
| サービス利用料金(1回あたり) | 380 円 | 391 円 |
| 2. サービス利用料金の上限 | 1,655 円 | 3,393 円 |
| (1ヶ月あたり) | (5回以上) | (9回以上) |

② 加算内容とサービス料金

(ご利用料金の自己負担額が1割の場合を記載しています。)

| 加算内容(1月あたり) | | サービス料金 | | 自己負担額 |
|-------------|----------------------|--------|---------|-------|
| (1) | 生活機能向上グループ活動加算 | | 1,000円 | 100円 |
| (2) | 運動器機能向上加算 | | 2,250円 | 225円 |
| (3) | 口腔機能向上加算 [I] | | 1,500円 | 150円 |
| | 口腔機能向上加算 [Ⅱ] | | 1,600円 | 160円 |
| (4) | 一体的サービス提供加算 | | 4,800円 | 480 円 |
| (5) | 栄養アセスメント加算 | | 500円 | 50円 |
| (6) | 口腔・栄養スクリーニング加算 [I] | | 200円 | 20 円 |
| | 口腔・栄養スクリーニング加算[Ⅱ] | | 50 円 | 5円 |
| (7) | 科学的介護推進体制加算 | | 400円 | 40 円 |
| (8) | 若年性認知症利用者受入加算 | | 2,400円 | 240 円 |
| (9) | サービス提供体制強化加算[I]イ | 事業対象者 | 880 円 | 88 円 |
| | | 要支援 1 | 880 円 | 88 円 |
| | | 要支援 2 | 1,760 円 | 176円 |
| (10) | サービス提供体制強化加算[Ⅱ] | 事業対象者 | 720 円 | 72 円 |
| | | 要支援 1 | 720 円 | 72 円 |
| | | 要支援 2 | 1,440 円 | 144円 |
| (11) | サービス提供体制強化加算[Ⅲ] | 事業対象者 | 240 円 | 24 円 |
| | | 要支援 1 | 240 円 | 24 円 |
| | | 要支援 2 | 480 円 | 48円 |
| (12) | 事業所評価加算 | | 1,200円 | 120円 |

| (13) | 介護職員処遇改善加算 [I] | 5.9% | 0.59% |
|------|-----------------------|------|-------|
| (14) | 介護職員等特定処遇改善加算 [II] | 1.0% | 0.10% |
| (15) | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 1.1% | 0.11% |
| (16) | 介護職員等処遇改善加算[Ⅱ] | 9.0% | 0.90% |
| (17) | 地域加算 | 2.7% | 0.27% |

- (1)生活機能の向上に資するよう複数のメニューを実施している場合
- (2)専従の理学療法士等を配置し、運動器機能向上計画に従い、運動器機能向上サービスを行った場合
- (3)個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施した場合
- (4)(2)及び(3)の両方を提供した場合
- (5)ご契約者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(ご契約者ごとの低栄養 状態のリスク及び解決すべき課題把握)を行った場合
- (6)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合
- (7)ご利用者ごとの ADL 値(日常生活動作)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他のご利者 の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出するとともに、必要に応じて通所型サー ビス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、心身の状況等に係る基本的な情報その他 通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
- (8)若年性認知症の方に対して通所型サービスを行った場合
- (9)介護職員の総数のうち、介護福祉士を 100 分の 70 以上又は勤続 10 年以上の介護福祉士を 100 分の 25 以上配置した場合
- (10) 介護職員の総数のうち、介護福祉士を100分の50以上配置した場合
- (11) 介護職員の総数のうち、介護福祉士を 100 分の 40 以上又はサービスを直接提供する職員の 総数のうち、勤続 7 年以上の者を 100 分の 30 以上配置した場合
- (12)評価対象期間(毎年 1 月から 12 月)において、ご利用者の要支援状態の維持・改善の割合が 一定以上となった場合
- (13)介護職員の処遇改善等の取組みを実施している場合。区分支給限度基準額には含まれません。 1月にご利用された介護保険給付対象サービス利用合計額(自己負担額)に当該割合を乗じて算出 します。
- (14)介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、 介護職員の更なる処遇改善を進めた場合。区分支給限度基準額には含まれません。1 月にご利用 された介護保険給付対象サービス利用合計額(自己負担額)に当該割合を乗じて算出します。
- (15)「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について、介護職員等の処遇改善を図った場合(区分支給限度基準額には含まれません)。1月にご利用された介護保険給付対象サービス利用合計額(自己負担額)に当該割合を乗じて算出します。
- (16) 令和6年6月~(13)(14)(15)が一本化され「介護職員等処遇改善加算」に名称が変わり、計9.0%となります。ただし令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3つの加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じられることとなっています。

- (17)鈴鹿市は 7 つの地域区分のうち、6 級地(1単位が 10.27 円)とされております。区分支給限度 基準額には含まれません。1 月にご利用された介護保険給付対象サービス利用合計額(自己負担額)に当該割合を乗じて算出します。
- ※その他の加算については、各状況が生じた場合に介護報酬算定体系に従って適用する場合があります。
- ☆ご契約者に提供する食事に要する費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)
- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担 額を変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

(契約書 第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

| | 13.1 1777 5 |
|--------------------------|---|
| | ○当事業所では、(管理)栄養士の立てる献立表により、栄養並びに ご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 |
| ①食事に要する | 〈食事時間〉11:45~12:30 |
| 費用 | ○食材料費に調理費を加えた費用をご契約者に負担いただきます。 |
| | 料金:1 日あたり 600 円 (飲み物、おやつ代を含みます。) |
| ②理美容代 | ○要した費用の実費をいただきます。(1 回あたり 2,000 円) |
| ③アクティビティ、クラ | ○ご契約者の希望によりアクティビティやクラブ活動に参加していただくこと |
| ブ活動 | ができます。その場合、材料代等の実費をいただくことがあります。 |
| ④日常生活上必 要となる諸費用 実費 | ○日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご 契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いた だきます。 |
| 大貝 | ○おむつ・・・100 円 リハビリパンツ(おむつ)・・・150 円 |
| ☆経済状況の著し | ハ変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することが |

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することが あります。その場合変更の内容と変更する事由について事前に説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

(契約書 第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月分まとめて下表のとおりお支払い下さい。

| お支払区分 | ご請求期間 | 請求書の お渡し日 | お支払日(振替日) |
|-------|------------|--------------|---------------------|
| 現金 | | | 翌々月 10 日迄 |
| | 】 1日~末日 | 原則として | 25日、SMBC の場合は翌月 27日 |
| 口座振替 | | 翌月 20 日 | (土・日曜日、祝祭日等金融機関 |
| | | | の休業日にあたる場合は翌営業日) |

(4) 利用の中止、変更、追加

(契約書 第8条参照)

○ご契約者の都合により、介護予防通所介護に相当する第 1 号通所事業サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合

にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

利用予定日の前日までに申し出が あった場合

無料

6. 秘密保持

(契約書 第11条参照)

事業者及びサービス従事者又は従業員は、指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業を提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。又、サービス従事者又は従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏洩しません(守秘義務)。ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。又、ご契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、ご契約者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

7. 連帯保証人について

代理人は、利用者の本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

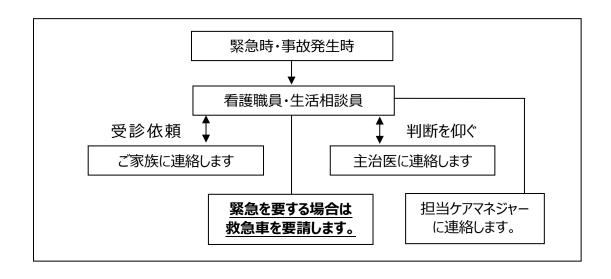
- ○連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するもの とします。
- ○前項の連帯保証人の負担は、極度額30万円を限度とします。
- ○代理人が負担する債務の元本は、利用者又は代理人が死亡したときに、確定するものとします。
- ○連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 緊急時の対応

指定介護予防通所介護に相当する第 1 号通所事業サービス提供中に契約者に病状の急変が生じた場合は直ちに主治医、協力医療機関及びその家族に連絡を行うなど必要な措置を講ずるものとします。

9. 事故発生時の対応

契約者に対する指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに市町村、その契約者の家族等、その契約者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。又、この事故が賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。



10. 苦情及び個人情報に関する受付について

(1) 当事業所における苦情及び個人情報に関する受付

当事業所における苦情や個人情報に関するご相談は以下の専用窓口で受け付けます。尚、ご利用者及びご家族等のご協力、ご支援により事業運営をしていきたいと願っております。お気付きの点につきましても、職員にご一報いただくか施設玄関横にあります「ご意見箱」をご利用いただくことを希望します。

| 113 | | | | | | |
|----------------------|-------------------|-----------------|---------------------------|------------|------------------|---------|
| 苦情解決・個人情報に関する責任者 | | | 施設 | 5 長 | 服部 昭 | 尃 |
| 苦情・個人情報に関する受付窓口(担当者) | | | 管 珥 | 2 者 | 林 沙織 | |
| 受付時間 毎週月曜日 | | ~金曜日 9:30~17:00 | | | | |
| נחוניינו ע | 上記の時間 | 以外をご希望 | 以外をご希望の場合はご相談ください。 | | | |
| 受付電話 | 059-371 | -6500 | | | | |
| 受付FAX | 059-371 | | | | | |
| 受付ホームページア | https://suzuka-gr | | eenh | ome.jp |) 内のお | 問合せフォーム |
| ドレス | にご記入くだ | | | _ | | |
| 苦情解決第三者 | 早川 有子(当法人監 | | 事) | (連絡知 | 絡先)090-4110-0954 | |
| 委員 | 土屋 光正(当法人監 | | 事) | (連絡先)059-3 | | 71-1566 |
| リスクマネジメント項目 | | 担当者 | | 責任者 | | |
| 介護事故防止 | | 管理者 林涛 | 沙織 | | | 理事 |
| 人権·権利擁護、虐待防止、身 | | | | | | 服部昭博 |
| 体拘束適正化 | | | | | | |
| ## P + 153-34 | | -m | | | | |

| 体拘束適正化 | | |
|----------------|------------------|-----------|
| 職員応援派遣 | 理事 服部昭博 | |
| 自然災害 | 管理者 林 沙織 | |
| 防火、事業継続計画(BCP) | | |
| 苦情、カスタマーハラスメント | 管理者 林沙織(苦情受付担当者) | 理事 |
| | | 服部昭博 |
| | | (苦情解決責任者) |
| | | |

(契約書:第21条参照)

| _ | | | | |
|---|-------------------|----------------|---------|--|
| | 個人情報保護 | 管理者 林沙織 | 理事 | |
| | | 総務主任 宮崎清美 | 服部昭博 | |
| | 感染症発生・まん延防止、発生時対応 | 看護職員 藤田由鶴 | | |
| | 食中毒発生・まん延防止、発生時対応 | 栄養士 | | |
| | 労働災害、職場のハラスメント | 生活相談員 林沙織 | 理事 | |
| | 防止 | | 服部昭博 | |
| | 労務管理、メンタルヘルス、職 | 総務係 石﨑一恵(メンター) | (衛生管理者、 | |
| | 場のハラスメント防止 | | メンター) | |
| | 所管会議 | デイサービス会議(毎月) | 幹部会議 | |
| | | | (毎月) | |
| | (2)その他の苦情の受付窓口 | | | |
| Γ | ^^ / ^ | | | |

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課

三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

所在地 津市桜橋2丁目96番地

受付電話 059-222-4165 (苦情相談専用電話)

三重県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 津市桜橋2丁目131

受付電話 059-224-8111 FAX 059-213-1222

E – mail ansin@miewel.or.jp

三重県長寿介護課 居宅サービス班

所在地 津市広明町 13番地(本庁4階)

受付電話 059-224-2262

| 説明日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | |
|--|-----|-----|-------|------------|---|----|
| 指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業サービスの提供の開始に際し、本 書面に基づき重要事項の説明を行いました。 | | | | | | |
| デイサービス悠 | 々 | | | | | |
| 説明者 | 職名 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | ED |
| | | | | | | |
| 記入日 令和 年 月 日 | | | | | | |
| 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所介護 に相当する第1号通所事業サービスの提供開始に同意しました。 | | | | | | |
| 契約者 | 住 所 | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | ЕП |
| 代理人氏名 連帯保証人 □家族代表者 | 住所 | | | | | |
| | 氏 名 | (契約 | 当との続杭 | 5. |) | ЕР |

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要(その他)

| 1. 事業所の概要 | | | | |
|-----------------|---------------------------|---------|----------------|-------------|
| (1)建物の構 造 | 鉄骨造 平屋建 | | | |
| (2)建物の延べ 床面積 | 2 5 5. 8 8 m ² | | | |
| (3)事業所の | 当事業所は鈴鹿市の西 | 5部、東名阪 | 自動車道鈴鹿 IC | の近隣にありま |
| 周辺環境 | す。鈴鹿山脈を背景に | | | |
| /马足水儿 | ろで、緑一杯のこれらの | | | |
| | 恵まれたところにあります | | | |
| | ティバス(C-BUS)の | | | (#P/E6-J-\ |
| (4)併設施設・ | | | | |
| 事業所 | ☆当事業所では、次の施設・事業所を運営しています。 | | | |
| | 悠々拠点(鈴鹿市伊船町) | | | |
| | 認知症対応型共同 | 令和5年 | 鈴鹿亀山地区広域 | 定員 |
| | 生活介護 | 5月1日 | 連合 | 9名 |
| | | 指定 | 第 2490300346 号 | 1 ユニット |
| | 特別養護老人ホーム | 平成 12 年 | 三重県 | 定員 |
| | ※ユニット型・個室 | 4月1日 | 第 2470300274 号 | 80名 |
| | 平成 26年 5月 1日増 | 指定 | | |
| | 改築 | J | | |
| | 短期入所生活介護事 | 平成 12 年 | | 定員 |
| | 業所(ショートステイ) | 1月14日 | | 10名 |
| | ※ユニット型・個室 | 指定 | | |
| | 平成 26 年 5 月 1 日新築・ | 31,0 | | |
| | 改修 | | | |
| | 平成30年1月1日新築 | | | |
| | 介護予防短期入所生 | 平成 18 年 | | |
| | 活介護事業所 | 4月1日 | | |
| | (介護予防ショートステイ) | 指定 | | |
| | ※ユニット型・個室 | - | | |
| | 平成 26 年 5 月 1 日新築・ | | | |
| | 改修 | | | |
| | 平成30年1月1日新築 | | | |
| (5)連携事業 | 居宅介護支援事業所 | 平成 11 年 | 鈴鹿亀山地区広域 | |
| 所 | (ケアマネジャー) | 9月10日 | 連合 | |
| | , | 指定 | 第 2470300258 号 | |
| | 短期入所生活介護事 | 令和3年 | 三重県 | 定員 |
| | 業所(ショートステイ翠 | 12月1日 | 第 2470303658 号 | 20名 |
| | 風) | 指定 | | · |
| | ベー/ ※ユニット型・個室 | – | | |
| | | | | |
| | | | l . | |

※ユニット型個室…10名を1ユニット(生活単位)として、ユニット毎に居室、リビング、浴室、洗面、トイレなど、生活に必要な設備が適切な場所に配置されており、しつらえについても家庭的な雰囲気の中で介護サービスを利用することができます。ケアワーカーの配置をユニット毎に固定配置にすることで、顔なじみの関係の中でサービスを受けることができます。個別的なケアを行うためにケアワーカーは、入居者個々の24時間軸の生活リズムを把握します。

2. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、共同利用の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

| ○デイルーム及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用し | |
|---|--|
| て下さい。 | |
| ○契約者が故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかか | |
| わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に | |
| 自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお | |
| 払いいただく場合があります。 | |
| ○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の | |
| 要があると認められる場合には、必要な措置を取ることができるも | |
| のとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護につい | |
| て、十分な配慮を行います。 | |
| ○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教 | |
| 活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。 | |
|)事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。 | |
| 利用者及び事業所内での感染症のまん延や食中毒の防止のた | |
| め、以下の事項にご協力をお願いします。 | |
| ・手洗い及びうがい、手指のアルコール消毒 | |
| ・下痢、腹痛、吐き気、おう吐、発熱、風邪症状による頭痛・関節 | |
| 痛等の症状がある場合は、利用を控えていただく場合があります。 | |
| 尚、前記のような症状がある場合には、職員にご相談下さい。 | |
| ・ご利用者同士の食品の受け渡しはご遠慮下さい。 | |
| ○敷地内の車両通行は、徐行運転をお願いいたします。 | |
| 当駐車場での盗難・事故等トラブルにつきましては一切責任を負 | |
| いかねますので、ご了承ください。 | |
| | |

3. その他

当法人(事業所)では、ICT(情報通信技術)・介護ロボット・(介護)機器等、テクノロジーの利活用によるサービスの質及び安全性の向上、スタッフの働き方改善を進めております。併せて、今後の生産年齢人口の減少を踏まえ、高年齢者や障がい者雇用等の人材活用も進めております。ご理解の程お願いいたします。